

共和末・帝政初期のローマ鉱山業の状態：イタリア及び西部所属領における

馬場，典明

<https://doi.org/10.15017/2244119>

出版情報：史淵. 100, pp.181-193, 1968-03-01. 九州大学文学部
バージョン：
権利関係：

共和末・帝政初期のローマ鉱山業の状態

——イータリア及び西部諸属領における——

馬 場 典 明

(一)

ローマの鉱山業が最も活発に、かつ奴隸制に立脚した、大規模な形で展開されたのは、ごく大まかにいって、共和政末・帝政初期であったといえる。そして、二世紀の碑文にみられる小請負者の存在としての《colonus》の出現、次で四世紀以降の《adscripti ad metalla》は、われわれにこの間の鉱山経営の変化を物語るに充分である。しかるに、広大な版図を有する帝国属領の各地に於て、鉱山業は産出鉱石の種類、採掘方法（豎坑式か露天式か）などによって、著しい差異を示し、⁽¹⁾帝国全土を通じて一様な奴隸制経営の規模と性格をみることは、殆んど不可能に近い。而も、専ら西部属領に限られるストラボ、ディオドールス、プリーニウスの記述を除いて、鉱山業に関する報告はそれ程豊富ではなく、他方また、碑文の地域的かつ時期的な分散性も考慮されねばならない。

しかしそれにも拘らず、まさしくその故に、奴隸制とコロニー制の問題を追求するに当って、まず、ローマ鉱山経営（特に *fiscus* 所属鉱山）の地域的検討の必要性が呈示されるわけである。本稿は、*Leges Metallorum* の《colonus》

に関する報告に続くもので、奴隸制とコロニー制に関する検討の予備操作をなすものである。

註(1) Cf. E. Ardaillon, art. *Metallo*, in *Dictionnaire des*

Antiquités, Vol. III-2, Paris, 1926. Orth, art.

Bergbau, in *R.-E. Suppl.* V, Stuttgart, 1924.

metalli Vipascensis 考——西洋史学論集第十六輯(昭・四一・二)。尚その他、奴隸制乃至前貝制、採掘技術の研究については、上掲拙稿の引用を参照せよ。

(2) 「ローマ帝政期における鉱山《COLONVS》——lex

(11)

(I) イータリア。トスカナ地方を除いて、西部属領のそれに比肩し得るに足る鉱山は持たない。特にその中心地として Populonia 周辺の銅、銀——他方 Iva の鉄鉱石も当地に送られ、ここで鑄鉱されていった (Strabo, V, 2, 6) ——が早くから知られているが、ストラボ時代には、すでに廢坑になっていた⁽¹⁾。同様に、パドゥス河流域及び Salassi の金も、前者(砂金)はプリーニウス時代に尚採取されていたが (N. H. XXXIII, 66)、後者——前一四三年ローマの手に帰し、《*publicani*》》によって運営された (Liv. *Epit.* 53. Dio, XXII, fr. 74) ——はストラボ時代すでに衰退しつつあった (IV, 6, 7)。その他 Cisalpina では Vercellae 金口が特に有谷であつたが (Plin. N. H. XXXIII, 78)、これまたパウグステッス時代にすでに廢坑になつており (Strabo, V, 1, 12)、この点では Bruttium の Tempa 銅山も全く同様 (Ibid. VI, 1, 5) で、要するに、プリーニウスに描かれたが如きイータリア鉱山は共和政末期まで、若干の北部鉱山を除いて、帝政初期には総じて重要性を殆んど完全に喪失していたとみななければならない。しかしわれわれに重要なのは、「Vercellae の *Victumulae* 金鉱山に関して、*publicani* が勞働で五千名以上を持たざる様との、*lex censoria* が現存する」と伝えるプリーニウスの記述 (N. H. XXXIII, 78) である。当鉱山はすでに重要性を殆んど失つて

おり、『extat』といふかれの表現の意味、及び同所『Italiae parci vetere interdicto patrum』と同 III. 138 の記述の
関連で、当 *lex* の提出時期、その目的が問題であるが、従来著しい解釈の相違——特にフランクリンシルヴァー問の——
が示されたこの問題の検討は後の機会に譲るとして、⁽³⁾ここでは、徴税請負人 *publicani* に関わる「五千名」が問題である。
フリーニウスは、『ne plus quinque milia hominum』と語すのみで、詳細は不明であるが、その主力が奴隷を以て構
成されていたことに疑問の余地はない。

(II) ガリア、ブリタニア。ストラボ、カエサルによれば、Bituriges, Petrocorii の鉄鉱山が活発であったことが知
られるが、経営形態に関する記述は確認され得ない (Caes. *Bell. Gall.* VII, 22. Strab. IV, 2, 2)。これと反対に、
帝政期の碑文記録はかなり豊富で、例えば、『Appianus Aug. lib. tabul (arius) ration (is) ferrar.』(C. XIII, 1808)
『Proc. Aug. ad vectig (al) ferr (ariarum) Gallic.』(C. X, 7584) 『Ti. Iunius Padianus con. ferrar.』(C.
XII, 4398) は、帝政期に於ける皇帝代理官 *procurator* による直接的運営と総請負人 *conductor* の請負形態をわれわれ
に推察せしめるに充分である。尚この場合、「ガリア、ユスプーニア……の principes は confiscatio を受けた。……多
くの civitates 及び個人は、古くからの immunitas, ius metallorum を奪われた」というティベリウス帝に関するスエ
ーネリウス記述 (Suet. *Tib.* XLIX, 2) と、『Znaragdo……magistro ex decurion. decr. familiae Ti. Caesaris
quae est in metallis』(C. XIII, 1550) は、ガリア鉄山の *fiscus* 所属化の具体例を提供するであろう。

フリーニウスは、*metallum Sallustianum* (in *Centronum Alpino*), *metallum Lavianum* (in *Gallia*) の銅山——両者
共かつては個人所有であったが、かれの時代には、産額は少なかった (*fiscus* に入れられた時期は不明) ——を伝える
(*N. H.* XXXIV, 3)。その他、*Tectosages*, *Tarbelli* (Strab. III, 2, 8; IV, 1, 13), *metallum Albuherense* (Plin.
XXXIII, 80) などの金山が知られるが、経営形態その他の詳細は全く不明である。⁽⁴⁾

ストラボーン (IV, 5, 2) のタキトゥス (*Agric.* 12, 6) によれば、ローマに引継がれたブリタニアの主要産物は銀と鉛で、プリーニウスは、鉛が豊富にとれた過ちのために制限令が出られたと云へるが (*N. H.* XXXIV, 49, 164: *lex interdicat ut ne plus certo modo fiat*)、先のイータリヤ金山に関する制限令を併せ考へれば、共和政末期の鉛鉱山が *publicani* の下にあつたことを推測し得るかもしれない。碑文記録は総じてウェスパンニア帝以後のものが多いが、ダービーシャ (*Dovedale*) の鉛塊には、ハドリアヌス帝銘のものが特に多くみられる。

ついでに皇帝銘以外に、《L. Aruconius Verecundus》、《C. Iulius Protus》など個人銘をもつものも發見された。Vipasca 碑文にみられる、ハ帝期の傾向を考慮すれば、かれらがヒスパーニアの《S. Marius》的存在であつたとするよりは困難である。また、*procurator* の場合も、大部分が《PROC. AUG.》銘をもつており、従つてかれらはむしろ《conductor》であつたと解する方が妥当であらう。もし然りとすれば、ハ帝以後——それ以前に於ける銅山の如く *conductor* 經營を推察せしめる碑文《IVLI, IVLS, SATV; SOCIO. ROMAE》はあるが (C. VII, 1199. 1200) ——に於ては、Dovedale 鉱山は例外的存在であつたとも考えられる。しかし、後述の如く *procurator* 形態の一般化現象の中で、このみで特に *conductor* 方式が採られた理由も不明であり、*procurator* 支配の確立しつつある Vipasca の *conductor* が存在してゐることをみれば、(lex metalli Vipascensis, *Il.* 3—55) の *Collingwood* (R. G. Collingwood) の如く「唯一の例外」とするには尚疑問が残される。⁽⁵⁾ ——奴隸制の規模その他に関する記録はブリタニアでは確認出来ない。⁽⁶⁾

(Ⅲ) ヒスパーニア。ヒスパーニアは、共和政・帝政期を通じて、ローマ鉱山業の中心地——中でも *Montes Mariani* (現 *Sierra Morena*) ——であつた。プリーニウス、ストラボーンによれば、Baetica から *Dianium*, *Cantabria* ⁽⁷⁾ 及び *Gallaecia* にわたる地域の各所で豊富な鉄の産出がみられたが、經營形態及び奴隸制については明確でなく (*Pin. N. H.* III, 30; IV, 112; XXXIV, 149. *Strab.* III, 2, 8; III, 4, 6. Cf. *Martial.* IV, 55; XII, 18)。

しかし、金、銀、鉛鉱山に関するストラボーン、ディオドロス、プリーニウスの記述は、共和政末・帝政初期の奴隷制經營を伝える数少ない報告といわねばならない。金鉱石は、Lusitania の Tagus 河の他 Gallacia, Asturia で豊富に産したが、プリーニウスはこの三地域の年間産出額が二万ポンドに及ぶこと——特に Asturia が最高——を報じる (N.H. XXXIII, 21, 78)。銀は、早くは特に Nova Carthago が有名である。共和政期に於けるヒスパーニア鉱山に関して、労働力数を伝える唯一の記録はストラボーン (及びポリュビウス) であるが、それによると、ポリュビウス時代 (前二世紀) に当鉱山は四万名を使用して、毎日二万五千ドラクマをローマにもたらしていた (Strab. III, 2, 10 = Polyb. XXXIV, 9, 8—9)。この場合、奴隷としての明確な表現はみられないが、ディオドロスは銀鉱山に関して、ヒスパーニア人がすでに未熟練労働力を使用して採掘を行っていたが、ローマの支配権確立と共に、「多数のイーターリア人」が入り込み、かれらは多数の奴隷を購入して監督者に委ねたと述べており (Diod. V, 36)、当時の重要銀山の主要労働力が奴隷によって構成されていたことは問題ない。

ストラボーンによれば、かれの時代、ヒスパーニアの金鉱山は大部分国家所有で、銀鉱山は Nova Carthago その他を除いて、個人的に所持せられていたとされ (Strab. III, 2, 10)、タキトゥスにも、ティベリウス帝が「ヒスパーニア屈指の資産家 Sextus Marius」を処刑したが、この禍の原因はかれが莫大な財産を所持していたことで、ためにかれが持っていた「金鉱山が国家に没収された」という記述がみられる (Tacit. Ann. VI, 19, 1)。残念ながらわれわれは、殊にストラボーン記述の信憑性を問題にするに足るだけのその他の手段を持たないが——大部分の研究はストラボーンに直接立脚して、帝政初期まで銀山の私有制を認める見解を採るにしても、ウエスト (L. C. West) 説の如くティンブル出土の 《Societas Montis Argentarii》 《Societas Argentarium Fodinarum Montis Ilucr.》 両碑文を援用して、帝政初期の「全ての」銀山は個人所有であったとすることは疑問である——、前述ガリアの metallum Salustianum, metallum

Livianum 両銅山が個人所有 (utrumque a metallorum dominis appellatum) で、後者はアウグストゥス帝の妻、前者はかれの友人 (ad amico divi Augusti) の所有に関わるものであったこと (Plin. loc. cit.) と同様、この両記述は共に帝政初期(就中ア帝期)に於けるヒスパニア貴金属鉱山の個人所有例を示すに充分であろう。

しかるにこれに反して、これらストラボ、タキトゥス、プリーニウスの記述以後、文献並びに碑文史料の極度の貧困はあるにせよ、帝政の進行に伴い、も早や Marius 的存在を確認することは出来ない。すでに、後一世紀のプリーニウス時代にあつて、かれの列挙する重要貴金属鉱山は——ひとり当地に於てのみにとどまらず——悉く大規模一括請負形態をとるものであり、従つて *fiscus* 所有に関わるものであつたことを明示する。それ故プリーニウスのかかる記述は、アウグストゥス期に於ける私有鉱山例を伝えるストラボ(プリーニウス自身もまた同様)から、ティベリウス帝の *confiscatio* に関するスエートーニウス及びタキトゥス記述以後、決定的には行政上鉱山区 *fines metallorum* を隣接 *municipia* から完全に分離し、皇帝代理官 *procuratores* の支配下に置いたハドリアヌス期の *leges metallorum* にいたる間の、諸皇帝による *confiscatio* の跡をわれわれに推測せしめるであらう。⁽¹¹⁾

所で、リーウィウスはカトー (M. Porcius Cato Censorius) がヒスパニアを制圧した後、鉄及び銀鉱山に対して《*vectigalia*》を実施したことを誌すが (Liv. XXXIV, 21) どの鉱山に実現されたかは明らかでない。しかし、リーウィウスのマケドニア鉱山の *vectigalia populi Romani* に関する次の報告は、この問題に一つの示唆を与える。即ち、前一六七年の属領編入に際して「巨大な *vectigal* な *metallum Macedonicum* 及び *praedium rusticum* の《*locationes*》の停止が決定されたが、その理由は、「(それは) *publicanus* なしには運営をれ得ず、*publicanus* が存在する所では、あるいは *ius publicum* が無力なものとなり、あるいは *socii* にとつて *libertas* がなくなる」(XLV, 18) ため、このために「金・銀山は禁止され、鉄・銅山の採掘は許された」とする箇所である。この両鉱山に区別がなされた理

由（前者はその後一五八年に再開）をこゝで明らかにするだけの余裕はないが、ただ注目すべきは、後者の *vecigal* に関する *vecigal exercentibus dimidium eius impositum, quod pendissent regi* といふ記述で、この *exercentes* は明らかに以前からのマケドニア人採掘者であつたこと⁽¹²⁾、従つてこの形態を採る以上、*vecigal* の徴収のためには当然 *publicanus* の存在が前提されねばならなかつたことである。それ故もし然りとすれば、「(アウグストゥスは)土が掘返されるよう命じた。斯様にして、Astures は地底で働き、かれらの富……を他者のために獲得する……」⁽¹³⁾ という、Asturia 金山に関するフロルスの記述 (Florus, II, 33, 60) は、ヒスパニアに於てもまたマケドニア鉄・銅山型の方法が採られたこと——この場合の *«dum aliis quaerunt»* は明らかにローマへの *vecigal* 引渡を意味する——を示すに他ならず、ひとりアウグストゥス期のみにとどまらず、カトー時代の鉄・銀山 *vecigal* に於てもまた、これが採られたであろうことは疑いない。

他方プリーニウスによれば、Baetica の鉛鉱山 *metallum Salutarientis* は以前年間二〇万デナーリーで貸出されていたが (*quod locari solitum * CC annuis*)、その後一時廃坑となり、かれの時代には再び (*conductor* に) 二五万五千デナーリーで貸出されていたといわれる (*N. H. XXXIV, 49, 165*)⁽¹⁴⁾。この場合、*«solitum»* なる表現は、明らかにすでに早くから当鉱山がイータリアの *Vercellae* と同様に、*censores* を通じた一括請負形態を採つていたことを示すに他ならず⁽¹⁵⁾、而も銀山奴隸制に関する先のストラボ、デオドールス——就中 *Nova Carthago* 周辺は *ager publicus* であり (*Cic. de lege agr. I, 5 : agros……duorum Scipionum eximia virtute <populo R. > possessos*)、プリーニウスに於けるカトーの *vectigalia* 政策の中に、まず第一に当地の *«locatio»* が推測される——、次でマケドニアに関するプリーニウス——鉄・銅山に於ける *«exercentes»* の存在と *publicani* に対するカトーの一連の政策、即ち前者が *publicani* の一般的な弊害の故にこそ許可されたにも拘らず、*vectigalia* の徴収者としてのかれらの存在を前提とせねばなら

なかつたことを考慮すれば、金・銀山禁止理由の中に、あるいはは publicani による一括請負形態をみることも可能であり、また再開以後も記録はないが、《agros …… in Macedonia, qui item censoribus locati sunt》(Cic. *loc. cit.*) の如く、共和政期の ager publicus に一般的であつた publicani が、こゝでもまた適用され続けたであらうことは疑いなし——第三に、二百名以上の奴隷を使用した一括請負経営が行なわれていたマシーアの Sandaracurgium に関するストラボーン(Ⅲ. 3, 40)などを併せ考えれば、censores を通じた publicani による請負形態が共和政期のイータリア・属領を通じて最も一般的であつたとみなさねばならぬ。

(Ⅵ) アンノニア、ノーリクムその他。これらの地域は、帝政期に入つて急激に記録が減少する地中海東部属領とは全く逆の現象、つまり後者の場合、大部分がその重要性を殆んど完全に喪失したのに反して、帝政期、而も大部分中期以後に多くの記録(専ら碑文)を残すという現象を示している。碑文に現われる各種鉱山の内、特に多くみられるのがノーリクムの鉄 Ferrariae Noricae、アンノニアの銀 Argentariae Pannoniae, Ferrariae Sisciensis、ダルトマティアの金、銀 Aurariae Delmaticae, Argentariae Delmaticae、及びダキアの金山である。所がこれらの鉱山に一致して認められるのは、《……Q. Septuici clementis con (ductoris) fer (rariarum) N (orricarum) P (annoniarum) D (elmatarum) et T. Cl (audi) Heraclae et Cn. Octav (i) Secundi pro (curatorum) fer (rariarum) Q. Septuicius Valens pro (curator) ferr (ariarum)》(C. Ⅲ, 4809), 《C. Iul (ius) Hermes pro (curator)》(C. Ⅲ, 5036), 《Q. Calpurnius Phoebianus c (onductor) f (errariarum) N (orricarum)》(Ibid), 《sup cura……pro (curatoris) Merc (uri)us vii (icus) ……》(C. Ⅲ, 13239), 《Cossi(t)iani (Fi) rmi v. e. pr (ocuratoris) Augg. m.》(C. Ⅲ, 13240), 《Fl (avius) Verus Myrobalanus proc (urator) Aug(usti) n (ostri) ……》(C. Ⅲ, 3953) の如く、アンノニア・Vipasca 鉱山と全く同一の conductor 及び procurator であつて、共和政期の publicanus 的存在はもはや

ここに登場しない。⁽⁸⁾

- 註(1) ヘルム島で鎔鉱が行なわれなかったのは、燃料不足によるものであった。T. Frank はヘルローリア鉱山の衰退理由として、前二世紀カターによる新属領ヒュンニア鉱山の組織化を挙げた。*An Econ. Surv. of Ancient Rome*, Paterson, 1959, vol. 1, p. 180. これに反して、大理石(Luna 周辺)は Trajanus 時代尚盛に掘り出されており、帝政初期を通じて平均六千名が使用されていたといわれる。C. M., 1356. は自由人労働者を伝える数少ない碑文の一つであるが、大部分は奴隷であった。Plin. XXXV, 135. Fiehn, R.—E., s. v. "Steinbruch", 2267.
- (2) G. E. F. Chilver, *Cisalpine Gaul*, Oxf., 1941, pp. 167 ff.
- (3) 拙稿「ローマの鉱山奴隷」歴史教育八一五に簡単な学説史的展覧あり。発布時期については Chilver は沈黙して、T. Frank はヒュンニア鉱山との関連から前二世紀と推定しているが、Plinius はただ《vetere interdico》《vetere consulo》とあるのみで、共和政ではその山は封鎖さなうとして、正確は期し難う。
- (4) Cf. A. Grenier, *La Gaule Romaine* (T. Frank, *Econ. survey*, vol. III) pp. 381 ff. O. Brogan, *Roman Gaul*, London, 1953, pp. 137—40.
- (5) R. G. Collingwood, *Roman Britain* (T. Frank, *Econ. Survey*, vol. III) ch. IV. Vgl. Hirschfeld, *Vervaltungsgeschichte*, S. 151.
- (6) Collingwood によれば、Mendip の Dolaucothy をめぐって全土《ordinary native conditions of village life》に於て奴隷乃至自由人によつて採掘された(*Roman Britain*, p. 34)。
- (7) Cantabria で掘出された鉄鉱石は、Strabo によれば Ebro 谷にて Dium に通はれ、その鎔鉱された。
- (8) Nova Carthago 周辺は後述の如く、ポエニ戦争後 ager publicus とされた。
- (9) J. J. van Nostrand, *Roman Spain* (T. Frank, *Econ. Survey*, vol. III), p. 166. E. Ardillon, art. *Metales* (Daremberg-Saglio, *Dictionnaire des Antiquités*, vol. III—2, Paris, 1926) p. 1870. O. Hue, *Die Bergarbeit-er*, Bd. I, Stuttgart, 1910, S. 28. Orth, R.—E. s. v. "Bergbau", S. 152.
- (10) Louis C. West, *Imperial Roman Spain, The Objects of Trade*, Oxf. 1929. かれは、この両鉛探鉱は帝政初期の個人所有鉱山の一種と見た(p. 54)。P. 43: "all the silver mines seem to have been the property of private persons".
- (11) Plutarchus, *Galb.* 8. 24. Nero 乃 Galba 帝の confiscatio

の記事がみえるが、この時期のものは Vespasianus 以後と比べて、必ずしも一定の目的のもとに行なわれた規則的なものではない。Cf. van Nostrand, *Roman Spain*, p. 167. M. Rostovtzeff, *Studien zur Geschichte des römischen Kolonialwesens*, Leipzig, 1910, SS. 353—362. Ders., *Geschichte der Staatspacht*, Leipzig, 1902, S. 45ff.

(8) Rostovtzeff (*Staatspacht*, S. 446) は Livius 記述から Macedonia では「ローマ人は Kleinpächter による経営を見出した」といふからその vectigal の徴収を請負者団体 Publicanengesellschaft に委ねたとする。しかしこれは明らかに鉄・銅山のみに限られたものであり Macedonia の一般の形態とすることは出来なう。またかれは確かに Kleinpächter —— 一方 Ardatillon などは「土着民に占有を許した」とのみなる (Op. cit. 1870) —— によつたにせよ、後の採坑採掘権 ius occupandi や fiscus から購入する procurator 支配下の Kleinpächter = coloni と區別されねばならなう。他方 Larsen は鉄・銅山の貸田は「マケドニア政府」the government of the Macedonian republics に委ねられ、「半半制度は金・銀口にも拡大された」とする (J. A. O. Larsen, *Roman Greece*, in T. Frank, *Econ. Survey*, vol. IV, pp. 461—462.)。勿論かれ自身もこれは「推測」にすぎないことを認めており、むしろ金・銅山の場合は後述の如

く Vercellae 式の一括請負が採られた気配がある。

(9) Itaque (Augustus) exerceri solum iussit. Sic Astures nientes in profundo opes suas atque divitias, dum aliis quaerunt, nosse coeperunt.

(10) 一度放棄されたものが再開された場合、以前よりは多くの収益が得られる (fertilius) のは不思議でもない。Plinius は流産した婦人がその後多産になると全く同じ理由でこれをいふ。

(11) その他同一の形態の vectigal の請負が知られるのは metallum Antonianum 及び Sisapo (Baetica) である。前者は Plinius によれば 回〇元 H. S. (ad HS CCCC vectigalis) と課税はなすんだ (N. H. XXXIV, 49, 165)。後者銅口 (minium) は Viruvius, *De Archi*, VII, 9, 4 : ... Hispaniae regionibus, quibus metallis glaebae ... per publicanos Romae curantur. 特々 Sisapo は Plinius, N. H. XXX III, 40, 118 : ... celeberrimo Sisapონensi regione in Baetica miniario metallo vectigalibus Romani sed adulteratur multis modis, unde praeda societati. 又同く publicani 及び societates —— 特々 Rostovtzeff の Publicanengesellschaft —— の存在がみられる。

(12) 銅山は鶏冠口 realgar (砒素を含む) を伴う金鉱口で Strabo によれば奴隷の病氣、死亡のため請負が放棄された。

(17) 東部属領鉾山で奴隸使用が確認されるのは、いずれも共和政期の Macedonia, Attica (Laureion), Asia (Sandalurgium) であるが、奴隸数が示されるのは後三者である。第一次シキリア反乱と同一時期に起った Attica 反乱で、「千名以上の奴隸」が参加 (Diod. XXXIV, 2, 19) したが、Orosius (V, 9, 5) の *in metallis Atheniensium* から、かれらはすべて Laureion 奴隸であったとみられる。この数字から、Beloch (*Ber. l.* S. 94), Speck (*Handelsgesch.* Bd. II, S. 253) は當時の奴隸数を千名とす。Lauffer (*Bergwerksstätten von Laureion, Teil II, S. 907*) はこれを批判して、五千—一万と推定する。⁽¹⁸⁾

⁽¹⁸⁾ この地域に関する研究は他に比して非常なものである。Vgl. Rostovtzeff, *Staatsrecht*, SS. 447—450.

(三)

イタリヤ及び特に西部諸属領に関する、奴隸制を中心とした以上の素描から、略々次の諸点が指摘され得るであろう。

(一) 明確に奴隸制の規模——大規模経営が確認されるのは、イタリヤ、ヒスパーニア(及びアシア、アッティカ)に於いてであり、而もその全てが貴金属鉾山であったこと。このことは、古代ローマ世界に於ける貴金属の意味——それ故にまた他に比して比較的多くの記録が残されたと考えられる——を暗示すると同時に、これらの地域が鉾山業の最も発展した地域であったことを示すに他ならない。もともとここから直ちに、奴隸制が展開されたのは若干の地域 (in einigen Gebieten) のみで、他では「自由な属領民」freie Provinzialbewohner が働いていたとするブリアン説の如く、他地域鉾山に於ける奴隸制の存在及び役割を否定し得るや否やは疑問である。第一、同一マケドニア内ですら鉄・銅山と金・銀山の相違があり、更にまた依拠するに足るだけの根拠があまりにも不充分であるが故に。しかしいづれにせよ——これがわれわれに重要なのだが——、これら鉾山に一致して認められることは、千名を越す多数の奴隸を同時に使用した経営がみ

られたのは、いずれも共和政期、乃至はせいぜい帝政初期までで、プリーニウス記述を境として、それ以後はVipsaca 碑文に示される如く、*coloni* 体制の下で、依然として奴隷が労働力の主要要素としてとどまるにも拘らず、もはや大規模な奴隷制の存在は全くみられないことである。

(Ⅱ) 共和政期、一樣に *censores* を通じて、*publicani* に委ねられていた国家所有鉱山の運営は、帝政期に入り、ますます増大する *confiscatio* 傾向と共に、*conductores* そして決定的には、皇帝代理官 *procuratores* の直接的管理下に置かれたこと。

(Ⅲ) ローマ鉱山業の重心は、帝政の進行に伴って、ますます西部属領に傾いたこと。これに反して、かつてヘレニズム時代に繁栄を体験した東部属領鉱山は、*Tmolus*, *Sipylos* の如く (*Strab.* XIV, 5, 28) あるいはすでにローマ時代に入る以前に放棄され、あるいは前述イータリアと同様に、帝政期に入るや大部分急激に衰退、乃至廃坑化の傾向を示した。すでにストラボ (IX, 21) はアッティカ銀山の、プルータルクス (*mor.* 434a) は Laureion 銀山と Eubolia 銅山の衰退を指摘し、*Thorikos* と *Brauron* に関するメラの報告も同様であった (*Mela*, II, 46: *olim urbes, iam tantum nomina*) —— 同様にプリーニウスもまたこれを裏づける (*N.H.* IV, 24: *quondam oppida*)。勿論、これに直接立脚して、二世紀に於ける Laureion の鉱山活動の完全な停止をみることは許されない。詳細は触れ得ないが、前三世紀以来の鉱床枯渇傾向と奴隷反乱による奴隷の消滅 (オルト、ハイヘルハイム説)、次で後二世紀に於ける活動停止 (コック、カールシュテット説) に対するラウファアの批判も、古典時代からの堅坑採掘 *Grubenbetriebe* は停止され、散在的な新鉱開発と旧鉱滓の再利用が行なわれたことを指摘し得たにすぎず、いずれにせよ、前述諸記述からしても、アッティカ鉱山がすでに重要性を喪失していたことは明らかである。——マケドニアも同様であった。⁽³⁾

ともあれ、直接的な皇帝権の介入傾向、そして西方への帝国経済重心の移行という、こうした現象はあるいは帝国経済

全体の動きを端的に暗示するでもあろう。しかしそれにもまして、更にここから、次の問題がわれわれに提出されるであらう。即ちそれは、帝政後期にいたるまで採掘され続けた西部属領（特にヒスパーニア）に於てもまた、前述の如く奴隸制経営の衰退がみられたことの意味である。

- (1) J. Burian, Arbeitsbedingungen u. Klassenkampf in röm. Erzbergwerken der Kaiserzeit, *Z. f. Geschichtswissenschaft*, 1957, H. VII, S. 1199, *handlungen der Geistes- und Sozialwissenschaftlichen Klasse*, 1956), S. 931 ff.
- (2) S. Lauffer, Die Bergwerkssklaven von Laureion (*Ab-* (3) 東部諸属領鉾山については別稿で取扱う。